

令和8年度 鶴岡市立上郷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

子どもたちはかけがえのない存在であり、その一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくこと、また、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう学校、保護者、地域、及び関係機関が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む必要がある。

このため、国において制定、策定された、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針、県において策定された山形県いじめ防止基本方針、鶴岡市いじめ防止基本方針を踏まえ、実効力あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していくための方針をここに掲げるものとする。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 用語の定義

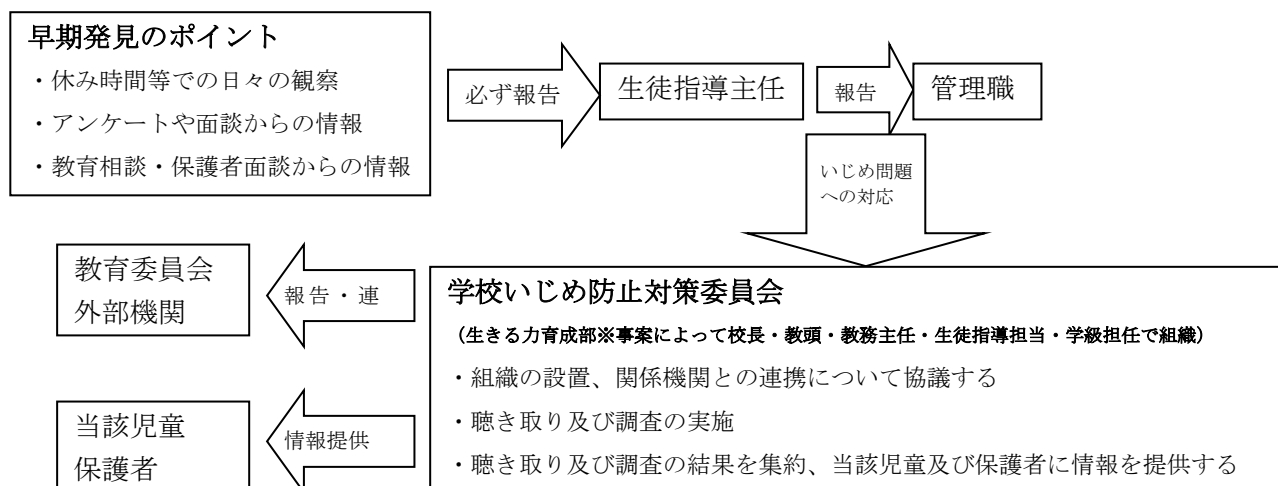
「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為であっても該当となる場合がある。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条より】

2 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ①わかる・できる授業や一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが安心して豊かに生活することのできる学校づくりに努める。
- ②いじめは、どの学校にもどの学級にもどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを基本に、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

<早期の組織的な対応のイメージ>



- ④相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑤教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう努める。特定の教職員がいじめを抱え込むことなく、組織として適切に対応していく。
- ⑥いじめの解決に向けては、一致した協力体制のもと組織的に対応し、市教育委員会とも連携して対処する。なお、外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させる。
- ④いじめを発見したとき、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または、通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人(学校職員も含め)に積極的に相談することなどに努める。
- ③児童会や学級の活動の中で児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考えいじめ防止を訴えるような自浄的な取り組みを工夫していく。児童が「やらされている」だけの活動にならないよう、教職員はチェックしながら支えていくことに努める。

3 いじめ問題等への組織的対応

(1) 「上郷小学校いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ問題等へ対応する。

- ①構成 ⇒ 通常は生きる力育成部が対策委員会を兼ねる。
事案によって、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員(生きる力育成部長)、教育相談担当、養護教諭、学級担任で組織する。
- ②役割 ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し、当該児童及び保護者に対して情報を提供する。

③活動計画

1 年間活動計画の作成・実施	・年間の活動計画の作成・実施。 校内研修による共通理解。
2 定例会議の設定	・教育相談会，児童理解研修会，いじめ防止に関する校内研修，ケース会議等の設定。
3 情報収集・共有 いじめの認知	・いじめに関するアンケートの実施（6・9・2月） ※個別に話し合いが必要なケースには随時教育相談委員会，ケース会議を開催。組織内の共通理解を図り，解決策を練って実施していく。 ・アンケートの結果と調査後の児童の報告
4 対処方針の協議・対応	・いじめの実態に基づき早期解決に向けた対処方針を協議し，速やかにかつ適切に対応する。
5 学校評価の実施「学校いじめ防止基本方針」の改訂	・学校評価の実施 ※取り組みの成果と課題の検証。評価結果を踏まえ，保護者・地域等と連携・参画して「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。
6 記録の保管 引き継ぎ	・全てのいじめの事例について，確認できるよう，ファイリングして保管する。 ・次年度へ確実に情報が引き継がれるようにすると共に，進学先へも情報を伝える。

(2) 「上郷小学校いじめ問題対応委員会」を組織し，重大事態への対応をする。

「上郷小学校いじめ問題対応委員会」については，教育委員会と協議のうえ，（1）の組織に加え，鶴岡市いじめ問題対策委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携（一中ブロック担当指導主事，鶴岡市教育相談センター）

(2) 外部機関との連携（鶴岡警察署，庄内児童相談所，児童養護施設，医療機関 等）

(3) 一中ブロック内小中学校との連携

各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を行い，対策等の共有を図る。（生徒指導主任会・教頭会・教務主任会）

(4) 保護者・地域住民との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう，学校・家庭・地域が組織的に対応できるようにしていく。

・いじめへの対策等の共通理解を図り，連携・協力していけるよう，学校いじめ防止対策基本方針をホームページ上に掲載する。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか，PTAや地域の会議の場等でも参画・協議していく。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取り組み

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童理解の努力と工夫

学校においては、児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ア) 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査、個人面談などを取り入れていく。
- イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。
- ウ) 保護者や地域にいじめに関して、児童の気になる様子等についての情報や相談をいただく教育相談窓口を知らせ、学校外における児童の状況把握等に努める。
- エ) 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・担任など組織として対応できる体制を整えるとともに、研修により教職員の「危機管理能力」の向上を図り、組織として一貫した対応ができるようにしていく。

②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

- ア) 行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をできるだけきめ細かく捉え、対応していく。
- イ) 児童の背景情報は関係職員間で共有し、適切な指導・支援に結びつけながら、一人一人の心の安定と、安心して過ごせる学級づくりを推進する。
- ウ) 学校全体で、互いのよさを認め合い、信頼し合える集団を育てる。
- エ) 感情の自己コントロールや人間関係づくりの方法をどの子ども身につけられるようねがい、自分の気持ちや思いを伝える語彙やコミュニケーション能力の育成を教育活動全体で意識的に行い、いじめの未然防止につなげる。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」等を活用し、小学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①段階における系統的な「いのち」の教育の実践

学校においては、教育活動全体を通じて、「かけがえない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 児童会の主体的な活動の推進

児童会の活動においては、年度毎の児童会指導や児童会の話し合いをもとに、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりを進める。

(5) 教員等の資質能力の向上

①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発に資する指導を学校の教育活動全体を通じて行うよう努める。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援等に努める。その中で、子ども達の間関係を慎重に見抜く危機意識を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくための指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修機会等を活用し、教職員の資質向上に努める。

②特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座への参加

通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がい等、障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合を想定し、児童に対する適切な対応や支援・指導ができるよう教員の資質・能力の向上に努める。

高い専門性を持ち、障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため、教育委員会等が行う各種の講座や研修会に特別支援教育コーディネーターの他に、管理職、学級担任等、多くの教員の参加を図る。

(6) P T A組織を生かした取り組みの推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取り組み

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取り組み

P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取り組みの重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

2 早期発見の取り組み

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいや装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。学校においては、いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③いじめの早期発見のための対応と取り組み

○いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題と認識する。

○いじめを許さない学校と学級づくり

- ・児童と保護者に対しいじめを許さない姿勢を明確に示す。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取り組みの充実と改善を図る。

- ・「いじめ問題への取り組み点検表」（県教育委員会）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取り組みの徹底について」

<平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知>に添付されている「いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・県教育委員会から示されている様式で年3回（6月頃・11月頃・2月頃から）実施する。
- ・生徒指導定期調査 第1期、第2期、または第3期報告に結果を反映させる。
- ・上郷小学校独自の様式による「きみのことしりたいなアンケート」等を実施する。

○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県様式や市様式等を参考にして、チェックリストの活用を図る。
- ・アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握に努める。

- 相談窓口（連絡先）の情報提供に努める。
- 児童会を中心とした自主的な取り組みについて検討を図る。
- 計画的・組織的に児童を見守る時間を増やせるように努める。

（２）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員が目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめの早期発見や事案対処の手順を徹底するためのチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、いじめ防止対策委員会を中心に全職員で組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成して配付したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていくことが大切である。

③児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し、指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

○学校における基本的対応

- ・いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することが必要である。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが大切である。
- ・学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

①被害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell : 心配していることを伝える, Ask : 自殺願望について尋ねる, Listen : 気持ちを傾聴する, Keep safe : 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②加害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる

ことが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報取り扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(4) いじめの解消の定義

少なくとも次の①と②の要件を満たす必要がある。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

(5) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回

取することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することは難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することは難しい。このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

- ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- イ) 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでのネット上のいじめの事例

- ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
- イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③SNSを利用したネット上のいじめの事例

- ア) SNSを利用した誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
- イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う

④その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等による、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等による、啓発や研修会等を行う。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取り組みだけではなく、家庭や地域が連携・協力して未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行っていく必要がある。保護者に対して児童のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

①学校における取り組みと連携

学校においては、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取り組みと連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

③PTAの取り組みと連携

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、PTA活動の役割として複数を人選し、依頼するなどして活動の意識化を図る。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

①「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

学校においては、常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、学校においては、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておくことが必要である。

③学校・家庭・地域、PTAによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から、学校の設置者及び学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めることも有効である。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。インターネット上で、児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

④その他

児童が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話

話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取り組み

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

学校においては、誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどが無いよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等と連絡を取り合い学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③ 法務局との連携

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

④ 児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童

生徒に対して指導を行う。

ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」など）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらを守りしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできない。

イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。

ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となる。

エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにする。

オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しない。

カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※①②ともに保護者から申し立てがあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した、または疑いがあると判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上郷小学校いじめ問題対応委員会）を設置する。

- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- ④調査やアンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

(1) 教育相談体制と活動計画等

- ①教師と児童との共感的な人間関係作りに努め、常に児童の姿や声に心を寄せていく。
- ②教育相談会を年間計画に位置づけ、特に気になる児童については教育相談会で重点的に話し合う。
- ③年3回（6月、9月、1月）児童理解のためのアンケート調査（きみのこと知りたいなアンケート）を実施することにより、日頃見落としがちな児童の意識についても汲み取ることができるようにする。
*具体的には、「学校経営概要」による。

(2) 生徒指導体制と活動計画等

- ①問題行動が起きた時は、直ちに校長・教頭・生徒指導主任に連絡する。
- ②問題の内容に応じて、その都度対策を検討する。（校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・教育相談担当・担任）
- ③校長・教頭・生徒指導主任等が指導にあたることもある。
- ④状況によっては、その対策と指導について全員で共通理解を図り、一致協力して解決にあたる。

VI 校内研修

(1) 児童理解

いじめ（その他の児童理解を含め）の研修会を年間計画に位置づけ、児童理解のための職員の研修の場とする。

(2) いじめ予防に関連する教職員研修会「いじめと法 ～法的根拠に基づく教育実践～」

弁護士を講師に招き、法的側面からのいじめ予防に関連する研修会を行う。

(3) いじめ問題等の生徒指導に関する研修（ネット関係、非行・事故防止等）

市の研修所・田川学研・学校警察連絡協議会と連携し、職員が研修を深めていく。

VII 学校評価と教員評価

(1) 学校評価

- ①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・学校はいじめ防止基本方針や取り組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。

- ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ②いじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取り組みについてP D C AサイクルでP T A・地域住民等との連携のもと検証を行い、次年度に向けて改訂を行う。

(2) 教員評価

- ①いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を行っているかどうか評価する。
- ②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。
- ③上記の評価により、改善が必要な場合には、速やかに事態の改善を図る。

いじめ防止のための取組年間活動計画

月	研修会等	早期発見・防止等の取組	保護者・地域との連携
4	・学校いじめ防止基本方針の確認（全職員） ・児童理解研修会（全職員）	・共通理解が必要な児童についての情報交換と共通理解 (職員会議，打ち合わせ等で随時，必要に応じてケース会議の実施)	・P T A総会 ・学級懇談会 ・いじめ防止基本方針をHPに掲載 ・教育相談（随時）
5	・教育相談会議（全職員）	・児童アンケート	・保護者面談（全員）
6		・第1回いじめアンケート ・第1回Q Uテスト（2～6年生）	・第1回いじめアンケート ・早期発見のためのチェックリストの配布
7		・いじめアンケートの評価・報告	
8			
9	・教育相談会議（全職員）	・児童アンケート	・保護者面談（全員）
10		・第2回Q Uテスト（全学年）	・第2回いじめアンケート
11		・いじめアンケートの評価・報告	・学校評価アンケート ・いじめアンケート結果報告
12		・学校評価アンケート	・保護者面談（希望制）
1			・学校評価の結果報告
2	・教育相談会議（全職員） ・年間反省（全職員）	・個人面談，組織的対応	
3	・学校いじめ防止基本方針の見直し，改訂 ・記録の保管，引き継ぎ	ハートフル月間（児童会活動）	